

醒悟園開祖本妙日臨律師の研究

中 里 是 要

序 論

一、研究の動機

寛政五年江戸青山に生れてより文政六年九月十七日、水戸三味堂檀林慧日律庵に於て、化を他界に遷すまでの律師三十有一年の生涯は、「律師」の名に背かざる完全なる宗教的生活の金玉圖である。故に一紙なりとも律師の書簡を緝くものは、師の熱烈なる憂宗の赤心と、死身弘法の大決定心と、透徹玲瓏たる理性のひらめきと、三才の童兒の如き父母を慕ふの真情と、弟子として師に仕ふるの禮讓と、師として弟子に對する嚴格と温情とに接して泣かざるものはなく、又檀徒に對しての隘盈せる慈愛と徹底せる信仰とによりて、一度結ぶ順逆の縁も、忽に薰發して、廣大無邊なる人格に抱攝せられざる無きを知るのみである。

律師の追慕せられた深草の元政和尚は、生を武門に受け資に於ては生涯貧に窮することを知らざりしも、律師は幼にして他人の手に育てられ、飯高に負爰せる際にも、師範日實聖人を始め、洛外長谷ナガケニの信徒中上善右衛門氏等より資助を受け、幸じて飯高遊學を過し來つたのである。檀林中途退學の後身延に來りて上之山本妙坊に閑居して、一切經拜讀を誓願し其の準備中、偶々「異流を建立せんとして一切經を讀みて一山を攪亂す」との心にもなき風説に延山を追はれ、深草に至り平樂庵、知足庵、將父、伯州阿畏緣山、霞谷竹葉庵に赤貧と戦ひ、二乘根性の罵倒に甘んぜられて、宗門の内法、事

觀の妙處を繼がんが爲に專念せられたのである。その事實は「且又野生弟子潮音と申者一人、西谷檀林へ差出し當年新説相濟み候、其餘の者も都合さへ宜敷候へば勤檀の存寄も有し之候へ共、自力にては資縁立難く云云」(一ノ六六)とあるに見ても、思ひ半ばに過ぐるものがある。

律師は生涯清貧に惱まされず能く本化の信に住して内に萬斛の熱涙を貯へ、胸に烈々たる情火を藏して而も其の發するや理性の光を通して現はれ、直情ならず、經行ならず。

實に律師の人となりや、天性聰敏氣質慈和に、透徹玉の如き「智」と熱烈火の如き「情」と、一度頑迷の徒を見ては碎かずば止まざる「意志」とを有し、其の三者渾然として一身に融し本化の熱血の脈々たるものを見るのである。

抑々律師は法を求めんが爲に年老ひたる父母を高山半七に托して、飯高に、身延に、洛南深草に、伯州阿縁に杏として定住する所を知らず、其間一度も江戸に歸りて父母をなくさめたる事なし、律師遊學の間父母は縱令高山半七が本宗の篤信者とは云へ、殆ど十年に亘る長年月の間には必ず不本意なりし事も有りしならんも、其度毎に他人に資助を乞へる身を悔ひ、同時に實子本妙が傍に居りなばと、必ずや其處に戀慕の念を起さしめたであらう、是の如く父母を他人に托して、父母の困苦を恬然として居りたる本妙律師こそ洵の大千第一の不孝の者と云ふべきか。

吾祖大聖人は善無畏鈔に「先づ我父母に孝にして後に他人の父母には及ぼすべし」(六四二)と仰せられ先づ開化の始めに於て雙親に授戒せられ、後正嘉二年の春、聖父妙日居士の卒し玉ふや、當時天下諫言の爲め、岩本經藏に在て一意専心「立正安國論」の御撰述に怠なりし折柄にも不拘、一百日の喪に服せられ、文永四年秋の頃、聖母妙蓮尊儀の臨終の際の如きは、孜孜として看病に服せられ夜となく晝となく、枕席に侍し、法話に慰諭に寸毫も怠り給はず頗る孝勤を挺でられし事等は既に吾人等の克く知れる所である。尙、妙蓮尊儀は文永元年の病に於て、既に逝かれし筈なりし

も、聖人の熱誠なる祈願によりて、四ヶ年の壽命を永らへさせられ給ふたのである。

聖人自ら此事を叙せられて「日蓮悲母を祈りて候ひしかば現身に病をいやすのみならず、四ヶ年の壽命をのべたり。」
(可延定業書八二七)とあるに見ても聖人が如何に父母に孝養を盡したかを拜することが出来る。

又、草山政公は

「諸佛の心孝是因」と云ひ、自ら釋子廿四孝、題目和談抄等を著された程で、其の孝心の爲め、深草に移られると、兩親を迎へ隣を同ふして起臥せられた、

其時の詩に、

「棄^テ、恩^ヲ難^キハ棄^テ白頭ノ親 更ニ擇^ニ林丘^ヲ與^ニ作^ル隣^ヲ 爲^ニ子^ト遷^ス居^今始信 使^ニ吾^ヲ長^ク賞^ニ碧山^ノ春^ヲ」

と詠まれ、父死後は、養壽庵を作りて母を移し、不自由なき様に、奴婢や篤信の比丘尼を傍に侍せしめて、自身は常に方丈より伺候して孝養を盡された。尙、師は病身なるにも不拘、年老ひたる父母の心を煩はさざらんとして、病の身も忘れて、自ら嬰兒の眞似を爲して父母を安んぜしめた、

其時の有様を叙した詩に、

「一鉢縁ニ從ヒテ却ツテ方アリ、雙親アル所是レ家郷、販來自ラ爲ス嬰兒ノ態、喜色溫如トシテ笑堂ニ滿ツ。」

と云ふのが今も残りて、心ある人の口に膾炙されて居る。

又當時の養壽庵の有様を叙したる詩に、

「母アリ共ニ追從ス、相去ルコト密邇ニ在リ、晨昏期ヲ失セズ、母年九十ニ垂ントス、身病ンデ又羸タリ、右左更ニ
侍養ス、童男ト童女、老那及ビ老尼、厭嫌ノ色ヲ見ズ、只慈愛ノ色ヲ見ル、持園杵トシテ寂々タリ、山遠クシテ白

鶯飛ブ、東隣宅アリト雖モ、竹ヲ隔テ、人語稀ナリ」

とあるが如く、常に父母の傍を離れずして孝養を盡されたのである。

又、萬治元年十二月父元好は、八十七才を以て逝かれたので、翌年和尙は、八十才の母妙種を奉じて、身延に詣でて宗祖大聖人の塔を拜し、更に奥之院に登りて、父の遺骨と、自身に俗當時の髪とを埋めて、母を安んぜしめ、父の菩提を弔はれた、其時の詩にも、

「險崖携_レ母登_二身延_一 粉骨何酬此大緣 但願生々取師履 淚踉難盡影堂前」

又身延に登り祖堂に詣でた時の詩に、有名な

「一上延山心愈悲 俱生末法不逢師 手香項禮影堂下 淚濕尼檀欲起遲」

とあるを拜しても、門流の孝子元政としての名に恥ぢざるものが顯然として居る。

上述の如く宗祖大聖人と云ひ、草山政公と云ひ、父母の爲には自己を犠牲にしてまでも父母への孝養を盡して居る。然るに予の景仰する本妙律師は、宗祖の末流であり、元政を慕ふて草山に來り、元政の性格をよりよく知り乍らも、何故に元政の如く、雙親に孝養を盡さずして、高山半七に托して、平然として、空閑の處を搦め、一切經藏を求めて馳驅したるか、これ全く不孝の者と云はねばなるまい。

然し予は律師が斯の如き態度を取りたる其の心中を再往更に其の心底に突入て、律師の父母に對する孝養を糺明せんとするものである。

抑々律師は何故に宗祖大聖人や草山元政和尙と似ても似つかぬ態度を取りたるか。それは棄恩入無爲の大道に入つて佛道を全ふせんとするより、如是結果を招來したのである。

律師の父母は經濟上に於て余りにも不遇であつたのである、

叢書卷一、律師小傳にも

「少年曰く、出家の心已み難きのみ、唯家貧にして、父母老ひたるを如何ともするなし、と是に於て、半七益々感激し、少年に謂て曰く、吾君に代つて父母を養はん、願はくば後願の憂なく、出家の素懷を遂げよと、少年は即ち本妙律師也云云」

とある如く、家貧なりし爲め如何ともする事が出来なかつたのである、故に當時猛然として求道心に燃えてゐた律師は、大工高山半七の言葉に甘んじて、父母を托して三學圓修の旅に登つたのである。

又、卷一、小傳に

「律師が苦修鍊行の間、其の父母をして凍寒の憂なからしめたる篤信者也」

とあり、故に律師は出家の素懷を遂げんが爲に、父母を忘れたのである。否忘れたるには非ず、師が大切な兩親を他人に扶養を願ふまで、心を決定するには、孝子としての律師は、可成り其間に、惱みに惱み懊惱に懊惱を重ねたる結果、曉然として、意を決したのであらう。

然らば律師の心を斯く決定せしめたる其の根柢を爲すものは何か、

昔、靈山に於て、六萬恒沙の菩薩の一人として、後五百歲廣令流布の佛勅を蒙り、「如世尊勅當俱奉行」の誓願を立てられたる律師は、當に今末法に應化して、其本願を奉行せねばならぬのである。此事計りは雙親の意にも揉り、又其の命に違背しても、敢て爲さねばならぬ當身一期の大事である。

惡口罵言、刀杖瓦石の難を加へられ、山を追はれ、處を追はれ、更に六親九族の首を刎ねられ様とも、且らくも止る

ことの出来ぬ大事である。

然らば其の本誓願とは何か、云はずもがな法華經の弘通である、此の法華經こそ我等日蓮宗徒の、一生涯を貫き、身命に懸けても守らなければならぬ、生命の生命であり、實に我祖の、否、大聖釋尊の三世を貫く氣魄であり、精魂である。愛染堂も一千町歩の肥田も、金枝玉葉の淨飯王の位も一蹴し、父母の首を刎ねると威嚇すとも死守せねばならぬ、所謂宇宙の大本である。

されば父母に背きてまでも法華經を死守して何故にこれが大孝となるか、惟ふに法華經は諸經中に於て、最爲第一の教法なる上に、法華以前の諸餘の教法にては熬れる種の生ひざるが如く、破れたる石の再び合はざるが如く、成佛到底覺束なしと見限られたる、敗種の二乗も、極惡の提婆も、愚痴の龍女も、皆悉く法華經に來りて蘇生し、一切衆生の慈父愛母の成佛も法華經に於て始めて決定し、すべての子たるものゝ親に對する孝道の實義は法華經に於て究竟し満足せらるゝことを得るを以ての故である。

神通目連が其母青提女を濟度して、成佛の道に入れたるも法華經であり、楠正成が建武中興の大業を爲したるも、法華經信仰の功であり、一妙膺が其父大橋太郎の一命を購ひ得たるも、法華經であり、其他岩淵の勤操僧正が友人榮好の母の菩提を弔ひたるも法華經である。法華經が内典の孝經たることは其の道理に於て、實例に於て、毫も疑を容るゝことを許さざるものである。

故に此の法華經弘通の爲には、律師が縱令父母を逆境に置くとも、これが上品の孝道を達成せんが爲の、不孝なれば其の究極の目的は法華經の成佛に在り、未來に於て法華經の力によりて、父母を始め六親九族を九界の沈淪より救済することを得るが故に。窮極の大孝と名付くるのである。

叢書卷二（一九三頁）に云く

「任重^{シテ}道遠^{シテ}蓋^{ハレ}願^ニ本願^ヲ 棄^レ、恩^ヲ入^レ寺^ニ背^{キテ}敬^ニ入^ル山 病師頻^ニ召^{セドモ}而不^レ回^リ錫^ヲ

父母泣^{ヒテ}慕^{ワト}聞^{ケドモ}而在^レ遠^{キニ}」

「誰^カ言^フ知^{レル}ヲ 恩^ヲ奈^ニ其罪^一何 無量^ノ生死^今方^ニ將^ス盡^{ント} 佛法^ノ僧^ノ種^時將^ニ隱^没セント

任重^{クシテ}道遠^{シテ}蓋^レ願^ニ本願^ヲ」

と、これ眞に律師の法華經の行者としての孝子の眞面目を如實に顯はして居るものである。

吾人は此の詩篇を涙なしでは拜することは出来ない。

律師が大島直藏に與へたる書簡にも、

「佛道を心懸け候ものはたゞ老人を大切に可被成候、孝を名付けて戒と爲すと申して、高祖様も、孝行を専ら一とし玉へり、論語にも父母の間は遠くへ行かされ、と候へば、おやの心をいためざる様に、心がけ專一に候、

いそがしく候故申のこし候 草々

醒悟

直藏殿

とあるに見ても、自分は父母を大工半七に托して故郷を離れ、父母の泣ひて慕ふを聞き乍らも、而も人を導くに「父母のある間は遠くは行かされ」と誨ふるが如き、其の心境を感激の涙なしでは拜する事は出来ない。

予は律師の詩文を涙を以て拜すると共に律師の斯の如き大孝が、其の精神に於て、古より孝子として謳はれたる深草元政和尚の孝にも劣らざるものあるを確信するものである。

元政和尚は夙に名門に生れて、物質上、經濟上に於て何等の不自由なく、行に、學に勉勵することが出来た、剩へ父

母に自ら孝養を盡したるが如きに至つては、元政和尚の孝は當然の孝と云ふべきであり、従つて律師の孝は、求道に對する緊張味と言ひ、其の精神の置處と云ひ、逆境に立ちての徹底的孝養は遙に元政和尚の孝に譲らざるものあるを信するのである。

然り而して律師一代に成れる數篇の學的著述は皆此の至孝よりの理論的發現である。

これ正に予が律師の人格を渴仰し絶對に依憑する所以のものである。

余、淺學卑才にして、或は蓋を以て海を測り、薪を抱ひて火を救ふの弊あるは知り乍らも、鑽仰の心息み難く、研究の歩を進めんとするものである。

二、臨師出世當時の環境

「時」偉聖を生むか、偉聖時を作るか、密接なる兩者の交渉は、到底分二して、其の一を論ずることは出来ぬ。大聖人が建長五年の當初、五網の大判を掲げて、特に「時」を強調されし所以のものも知るべきである。

大聖釋尊も在世四十餘年の後に至りて、「今正是其時、決定説大乘」と説かせられて後、本懷を開顯せられ、或は滅後法華流布の時期を識して、「後五百歲遠沾妙道」と宣はれて居る。「時」こそ、まことに、教家の布教上、學者の其の人物を考證せんとするに當りて、忽諸にすべからざる大事である。

律師本妙和尚の生れたるも抑々又時敷、史を繕ひて當時を考證するに、今を去ること百四十一年前(昭和九年現在)即ち寛政五年に出世せられたのである。今且く其當時を政治界並に宗教界の兩方面より考察するに先立つて、徳川三百年の基礎を作りし、家康の政策に就きて一言し、それが如何様に後の宗教界に影響を及ぼしたるかを見れば、抑々家康が徳川三百年の基礎を固めたる政治的手腕は其の前後に於て殆ど類例を見ぬのである。即ち諸侯配置、諸侯制馭の

法を施しては、彼等の銳氣と自由とを奪ひ、剩へ朝廷迄も抑壓し奉りて、外部の政畧周到を極め、更に内部的の政畧としては、儒道二教を鼓吹して、程、朱の學の一に爲すべき「忠」なる觀念を徳川自家に向つて注がしめ、實行よりも理論を重視する、朱子學を重んじ、實踐躬行斷呼として自己の所信に進む陽明學を斥け、藤原惺窩及び其の門人、林羅山等の儒學者を用ひて、儒教の思想を鼓吹したのである。況や彼が公家僧侶に對して用ひたる、「ありがた」主義は、自家政畧の利用に充分であつたのである。

これ即ち賢明なる家康の、從來の興廢治亂の局面を大觀し來りて打樹てたる消極主義、不活動主義的政治の大綱である、故に宗教に於ても、比較的活動的宗教の如きは手ひどい排斥を受け、況や吾宗の如き一向折伏主義の宗教は當時に於て容れられざるは勿論である。故に偶々其本領を發輝して、折伏的態度に出でたる、常樂經師の如き實に其の代表的犠牲者と云ふべきである。

尙教學方面に於ても、遠く天文法亂、安土宗論等の毒杯に懲りて、少壯氣銳の青年僧に祖書を課して感奮興起せしめ折伏的精神の作興の危険を慮りし結果、台學を以て吾宗の宗學の如く見做して、名目、四教儀より初め三大部等の講學盛に蔚然として台學勃興し、宗家たる山門寺門が徒に論議の討議口傳相承の末に没頭せる間に其の覇權は本宗に歸したるが如き觀を呈したのである。

今如斯家康の施政方針によりて成りたる、臨師出世以前並に當時の状態が如何様に變遷し來りたるかを考察すれば、八代將軍吉宗は、尠くとも中興の主であつた。彼は幕府の頹勢を喰止め、而して幾何かの威信を恢興し、其の紀綱を建直した、而るに彼の長子家重は不肖の子であつた、若し其の二男田安宗武が吉宗の相續者となり、九代將軍となつたならば、或は吉宗の政治を恢興せざるまでも、其の偉業を繼承したであらう。されど家重は政治には殆ど何等の興

味もなく、只肉慾のみに耽つた、彼が淫縦は彼をして中風を患はしめ、やがては言語不明瞭となり、之を解するものは、其の匿近者大岡忠相のみであつた、彼の時代は寶曆元年より同十一年に至る約十一年にして、其間多病の彼は自ら政を見ることなく、多く側衆大岡忠相及び田沼意次を通して、其の執政者と應接した。家重が綱吉程の人物でないが如く、彼も亦、柳澤吉保程の權勢も無く、只一生謹慎にして、將軍に迎合し、謙遜にして他の憎しみを受けなかつた。

而して彼と同様の出身者にして、彼以上の働を爲し、世間に所謂、田沼時代なる一時代を劃するに至りたる田沼意次は、とても彼と同日に論ずべき代物ではなかつた。

彼は凡そ朝に在ること五十五年、政を執ること十有五年、其間、彼は小身より出世し宿老となり、天下の政治を我意の如く振廻したる程のものなれば、其の人物も他の肉食者と同一の論ではなく、目先も見え、手腕もあり、加ふるに小身の生立ちであつた爲に能く人心の機微を察し、下情にも通曉し、巧に他の弱点を捉へて之に乗じ、以て其の鑿くなき權勢慾、利達慾、所有慾を満足せしめたものであらう。彼が自己の強慾を満足せしめんとして賄賂を獎勵したのである。賄賂政治に必ずしも田沼意次に始まつたのではないが、田沼時代程賄賂の公行したることは、所謂前代未聞と云ふも差支なき程であつた。即ち彼が公々然として賄賂の獎勵者であつたからである。

故に官職榮譽を得んと欲する者は、競ひて彼に贈賄する有様にして、勢ひ賄賂の如何によりて、其の官職地位の如何が定められるものにして、才あり清廉を尊ぶ逸材は用ひられず、年と共に其の風習長じ、日々に社會は上下を問はず墮落の底に落ちて行つたのである。従つて天下の士氣は衰へ、岡場所の賑ひ、盜賊の横行の盛なりし事も論を俟たぬものである。而して其の當然の結果として一般社會の經濟狀態の困窮である。於茲、幕府は其の救濟策を講じて惡貨

幣の鑄造を行ひ、一般人民に儉約令を發し、礦山の採掘、湖沼の埋立、新田の開拓等各種の政策を講じたれども、財政は益々困難にして、人心常に恐々として、其の安任する所を知らざる状態であつた。

次で十一代將軍家齊の治世となつた、家齊は世相を深く觀察して、松平定信を老中として、所謂寛政の改革を行つたのである。祖父吉宗の遺志に従ひ、從來の亂れたる幕府の紀綱を振肅すべく、節儉を守りて幕府の財政を整理し、文武を奨勵し、紊亂せる一世の風俗を矯正せんと努力したのである。

尙自ら海防を調査し、國防の必要を唱へしにより、前代田沼父子によりて攪亂されたる、幕府も稍、其の紀綱を正して、天下漸く治まるに至つたのである。

而して松平定信寛政五年(本妙臨師の生年)七月二十三日、年三十六才を以て約六年半の老中職を引退してより後、家齊自ら政を執りて四十餘年、其間に於て海内無事にて、學問藝術は發達した。尙も一方に於て奢侈怠墮の風、再び起りて太平の春を粧ひ、一般の士風は頽れて田沼時代と相擇ばざる、惡傾向を現出するに至つたのである。

次に宗教界の當時の状態を見るに、文化十三年家齊が右大臣に昇進せる際公布したる大赦令に於て、其の「御免有無之罪狀調方之儀」に付評議濟の中に、

一、一寺住職盜イタシ候分ハ、年數相立候トモ御免之儀ハ申上間敷候。

朱書 是ハ一寺住職之盜イタシ候ハ多分死罪ニ相成リ、大赦之品無之候間、今後取調候箇條書ニ相除申候。

一、女犯僧一寺住職ハ勿論所化僧ニ而モ難_レ成

朱書 是ハ今般取調候箇條書十六ヶ條ニ評議之上取直相認申候。

一、所化僧ノ盜モ平人同様、十ヶ年ヨリ御免之積

朱書 是ハ武家出家トモ平人同様ニ而差別無シ之分悉ク同様ノ譯簡條ヲ立候、而ハ都而紛敷殊ニ所化僧之盜ハ入墨敵ヲモ申付一ト通りニ候ヘバ大赦ニハ御免之品無シ之候間今般取調候簡條書ニ相除申候。

等とあるを見て、如何に當時の僧侶が墮落の極に達して居たかを知ることが出来る。僧侶の身として最も忌むべき女犯の如き亦甚しく、此事に就ては既に享保六年、元文四年、寛保二年等に其の罪科が定められて居るが、是によれば、重きは獄門、輕きは遠島に處せられたのである。

然るに其後破戒の僧盛に現はれ、中には有夫姦の恥づべき罪さへ犯せし者も、敢て珍しからざる有様にして、寛政八年にも多數の僧が女犯によりて處罰せられた、而も彼等の破戒は、容易に之を矯正する事能はず、仍て幕府は更に寛政十一年、文政十二年、天保十三年と屢々彼等の取締りに關する令を發して居る、今茲に天保十三年の觸書を擧ぐれば

諸寺院の僧侶破戒不律ノ儀ニ付キ、天明、寛政、安政ノ度追々取締、市中申渡、殊ニ先般流弊改革之御趣意厚ク被_レ仰出_レ候後モ今以不如法之僧多ク有之時々相聞候、右ハ本寺觸頭法類師弟等厚ク教諭、オヨビ宗祖ノ戒行法義ノ机範ヲ研究イタシ候ハ、風俗モ堅固ト相成リ候べく、追々申達之次第心得方等閑ノ故ニ候、出家之義ハ殊ニ貪慾ノ情ヲ絶、學徳相濟等專一ニ可_レ相掛、處利欲之念深ク放逸無_レ悲ノ輩不_レ少數ケ數事ニ候(中畧)向後何事ニヨラズ不如法ノ義相聞ユルニ於テハ、聊モ無_レ用捨、嚴重ニ可_レレク及_レ吟味ニ間、其者兼而心得可_レ罷在_一候云云。

等とあり、神聖なるべき僧侶が破戒の罪によりて、處罰せらるゝに至りたるもの多かりしも推すことが出来る。如斯内外共に腐敗墮落せる時代に生れたる律師は、當時の社會狀態を洞察し、台學心酔の宗門の狀態を靜觀した時に、其處に奮然起つて宗門に一大改革を試みると、一度は決したるは必然なるも、更に再び翻つて徳川幕府の施政の根本方

針が、消極主義不活動主義にありと見ては到底自己一人の力によりて、宗門を恢宏する能はざるを知り、省みて、自身を生來蒲柳の質(第三章搖籃時代にて詳述す)とによりて、積極的折伏主義の理想は茲に於て一頓坐を來し、其の反動として、烈々たる臺宗の熱を、一管の筆に托して、草山元政の跡を繼いで、宗政は諸山の官僧に任ね、退て宗門の内法事觀の妙處を學ばんと、時代の風潮を睥睨しつゝ、或は了義達師に、不可思議元政に、綱要導師に秘かに大系組識の妙門を叩きて、一意専心、守文守成に邁進せられたのである。

而して本妙律師は緒論(省畧)に於て述べたる如く、草山元政の學を内法事觀したのである、故に其の學風に於ても草山と風を同ふするものである。

仍て茲に草山當時の政、教兩界の環境と本妙律師當時の夫とを比較し、其態度に於て、元政と律師の幾何の相違あるかを研覆せんとするものである。

元政和尚は石井元好の季子として元和九年二月二十三日(聖滅三百四十二年)京都一條に生れた、當時幕府は二代將軍秀忠が、元和二年より六年迄五ヶ年の將軍職を三代將軍家光に譲りて引退せし年にして、家光は能く父祖の遺業を大成し、職制備り、幕府の基礎漸く鞏固に家康時代に於て惶窩、羅山等を用ひて文教を盛んにせしより、家光の時代に入りては林信勝あり、石川丈山あり、中江藤樹あり、光悅、道春、春齊若くは探幽等ありて、學者、藝術家、衆星の燦然たるが如く、將に來らんとする元祿時代の先驅を爲して、文學美術悉く空前の偉觀を呈して、今、尙、日本文明に貢獻して居る。

前述の如く家康は内部政策として朱子學を重視して、「忠」なる觀念を徳川氏自家に向つて注がしめた、然るに家光の時に至りて既に前代の空理空論に飽きて、實學實行に歩を移せる學者、經世家が輩出し來つた、即ち中江藤樹の門人

として草山元政の友なりし熊澤審山の公武各別を唱へて、盛に尊王論を鼓吹し、山鹿素行は陽明學を學びて、赤穂四十七士を生む等、如何に當時に於て實行主義を尊重せしかを推考し得るのである。

更に之を出世間の方面に見るに、槇尾明恵は戒學を主張し、天海は一切經を刊行し、明僧隱元亦歸化して黃蘗の禪を唱へ、草山の傍には淨土を宗として戒律を守る深草流の僧あり、後に安樂律を主唱せる妙立、寛永十二年に生る、當時に於ける思想は一同に實學を唱道するに至つたのである。

眼を轉じて我が宗門を見るに、復此の大勢に漏れずして、空理空論は去曆となり昨食となりて、諸山諸師の不惜身命の實行主義によりて、其の面目を一新せんとしたのである。

然るに我宗門は家康以來の幕令に壓伏せられて、進んで折伏の矢面に立つ者無く、退ひて本化眞實の攝受を行する者無くして、受不の問題に没頭し、或は台學に遊んで自己の名利を求めて、六十卷に皓首す、今茲に於てか革新の子出でずんば何時の世にか之を期すべき、覺醒の光明は既に投ぜらるべきである、時乎時、果然此の危機に臨んで草山元政出で、本化別頭の教觀を祖述したのである。

然るに本妙律師の時代環境たるや、既に屢々陳述せる如く、宗門の狀況は共に台學に心酔して居たと云へ、政治界に於ては、元政の家光の善政に比して田沼意次の暴政に繼ぐに家齊の參移によりて、惡弊其極に達したる時代なれば目的に於て同じく宗學復興に在りたりとは云へ、其間の環境に於て天地懸別の差降を見出すのである。而らば環境に依ての差降が兩者の間に如何に現はれて居るか、并は兩者の環境と其の緊張味とに於てとある。

即ち元政の環境は其の生涯の間、日々の生活に於て安泰であり、行住坐臥何等不足とする所は無きのみならず、父母の傍に於て勉學を爲し得たるも、本妙律師に至りては、一生の間貧困に陥り、法を求めてあらゆる辛酸を嘗めて巷陌

田里の間に馳驅して本化教學の發揚に努力せられたのである。

故に律師の研學に對する其の緊張味は常に背水の陣を以て臨んで居たのである、故に其の思想の現はれとも云ふべき文辭に於て、臨師は各地有縁の信徒に對して宛てたる書簡中にも、熱烈なる信仰と、切々なる心情が顯はれて居る。

加之、律師の著作中に於ても一言一句の贅言なく、能く本化事觀の妙旨を顯現して居る。

而るに草山元政は言、句の詩文に托して消極的に本化の妙旨を顯發して居る、於茲、吾人は元政、日臨共に宗學復興の偉勳の淺深は論ぜざるも、其の態度に於て、其の緊張味に於て、席を同ふして論ずべからざるものあるを看過し得ざるものである。

然しこれ皆時の而かしむるのみにして其の價値に於て云爲すべからざるものである、

要之律師出世の當時たるや、政治界、宗教界共に、實社會上に於て思想上に於て、所謂、幕府大政奉還の前驅を爲したる時代なれば、其の混亂、墮落、腐敗極に達して居たのである。此期に方りて。吾が本妙律師は能く時代の思潮を洞察しつゝ、秘かに本門事觀の妙門を叩き、仰いで靈山別付の月を見、伏して三學秘密の花を手折り、本化の事行本化の妙戒を持ち、外に攝受の相を示して、孤影漂然、山川草木を友として關の東西に馳驅し大聖佛陀の遺命を全ふす。

(已下次號)